自動車割賦売買契約書

売主(以下、甲)　売主の氏名　と

買主(以下、乙)　買主の氏名　は

自動車の個人間売買に於いて次の通りに契約を結びます。

a.契約日:　○年○月○日

b.車両引き渡し日:　支払完了後、双方で協議し決定する(○年○月○日以降予定)

c.名義変更期日:　車両引き渡し後３０日以内

d.契約キャンセル損害金:　i.記載の手付金○○円をキャンセル損害金として徴収する

e.売買する車両について

登録番号:　現在のナンバープレート

初年度登録年月:○年○月

車名:　一般的な車の呼び名で構いません

型式:　車検証に記載されています

車台番号:　車検証に記載されています

車検満了日:車検残がある場合は記載を

走行距離数:○○ｋｍ(甲保有期間内に日常使用にて加算される)

f.瑕疵担保期間:　車両引き渡し日より１５日間

g.瑕疵修理時の負担割合:　甲５０％に対し乙５０％

h.売買価格

車両価格:　○○円

その他:　○○円(引き渡しの際に運送費用等、常識内での必要経費が加算される可能性がある)

合計金額:　○○円

自動車税・自賠責保険料・リサイクル券(預託証明書)は車両価格に含めるものとする。

i.割賦契約について

初回支払を○年○月○日とし、これを手付金として扱う。

乙は毎月末日に○○円を甲の指定する口座へ送金する。

車両の引き渡しは車両売買代金の支払い完了後に双方で協議し決定するものとし、車両の運搬費用等を支払いに含めると決まった際は、継続して甲の指定する口座へ送金するものとする。

乙の都合により支払い金額の増減や遅延が生じる際は協議して甲の承諾を得た場合は変更が可能とする。

売主(甲)

住所:

電話:

氏名:　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

買主(乙)

住所:

電話:

氏名:　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

第１条(本契約の目的)　甲が所有の自動車を乙に売り、乙はこれを甲より買い受けるものとする。

第２条(名義変更)　使用者の移転登録申請は、c.記載の期日までに行うものとする。

第３条(新車検証)　乙は移転登録後の新車検証の写し(コピー)を、記載の期日から７日以内に甲に渡す事を約束するものとする。

第４条(車両引き渡し後の事故責任)　自動車引き渡し後の事故などについては、乙の責任に於いて全ての処理を行い、乙は甲に一切の迷惑を掛けないものとする。

第５条(契約解除損害金)　甲乙の一方が契約の解除を申し立てた際は、契約者の相手に対して、遅延なくi.記載の通り損害金を支払うものとする。ただし、甲の管理責任により引き渡し日までに該当車両に大きな変化があった場合は、乙は損害金なしに契約解除できるものとする。

第６条(瑕疵担保)　記載の瑕疵担保期間f.内に乙の責任とはならない瑕疵が発見された場合は、甲の責任に於いてこれを修理するものとする。ただし、瑕疵修理時の負担割合はg.記載の通り負担を分け合うものとする。

第７条(その他)　本契約に定めのない事項が生じた際には民法その他法規に従い、双方誠意を持って協議し解決するものとする。

第８条(特約事項)

■手付金

初回支払いの○○円を手付金とし、第５条に定める損害金として扱うものとする。

■支払いの遅延について

甲は正当な理由なく乙が支払いを滞納した際は、乙の責任で契約を解除する事ができるものとする。

■瑕疵担保特約

甲は瑕疵担保期間内に自動車の運行が困難となる※重大な瑕疵が発見された場合は、瑕疵修理負担割合に関わらず販売価格を上限とする修理費用全額を負担するものとする。

※原動機や変速機の重大欠陥で走行が不可能または著しく危険と認められる場合。